

○地方公務員災害補償法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令

(昭和四十五年十月三十日政令第三百二十二号)

内閣は、地方公務員災害補償法の一部を改正する法律（昭和四十五年法律第八十七号）附則第一項の規定に基づきこの政令を制定する。

地方公務員災害補償法の一部を改正する法律の施行期日は、昭和四十五年十一月一日とする。